

マイナンバー制度のお知らせ



平成29年11月13日から、

マイナンバーの情報連携が開始されました

マイナンバー制度における情報連携が、平成29年11月13日から本格開始されました。これにより、マイナンバーを用いる事務手続において、これまで提出する必要があった書類(住民票の写し、課税証明書など)は省略できるようになりました。

※情報連携とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に基づき、これまで行政の各種手続で提出する必要があった書類を省略することができるよう、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で情報をやり取りすることです。

★★★障がい福祉課において省略可能な申請書類の例★★★

サービス名称	根拠法令	省略可能な書類の例
特別児童扶養手当	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	・住民票 ・課税証明書
障害児通所支援	児童福祉法	・住民票 ・課税証明書 ・生活保護受給証明書
障害福祉サービス (介護給付、訓練等給付)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・住民票 ・課税証明書 ・生活保護受給証明書
療養介護医療	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・住民票 ・課税証明書



◎本人確認について

マイナンバーの利用には、他人のなりすまし等を防止するため、**厳格な本人確認**を行う必要があります。

お手順をお掛けいたしますが、**下記のとおり必要な書類のご提示をお願いいたします。**

※1 本人の「番号確認」に必要な書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写しのうち**1点**

※2 本人の「身元確認」に必要な書類

- ① 個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真つきのもの）、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書などのうち**1点**
- ② ①の書類が用意できない場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、自立支援受給者証、生活保護受給者証などのうち**2点以上**

Q 1 家族が代理で申請をする場合は、どのような書類が必要ですか？

- 住民基本台帳上の同じ世帯の方で、ご本人の意思を伝達していただける方は、委任状等がなくても申請を受け付けます。
その場合は、申請者ご本人の番号確認（※1）及び身元確認（※2）の他に、申請に来られた方（例えば同じ世帯の母親）の身元確認（※2）が必要となります。

Q 2 成年後見人や事業所の職員など、家族以外の方が申請する場合はどのような書類が必要ですか？

- Q 1のご家族以外の方が代理で申請される場合は、代理権を確認できる「委任状」等の書類が必要となります。その場合、申請者ご本人の番号確認（※1）及び身元確認（※2）の他に、代理人の身元確認（※2）が必要となります。

Q 3 郵送で申請書を送付する場合は、何を同封すればよいですか？

- 申請者ご本人の番号確認（※1）と身元確認（※2）ができる書類の写しを同封していただき、返信用封筒にてご返送ください。

詳しくは、障がい福祉課までお問い合わせください。



伊勢原市公式イメージキャラクター
クルリン